

**八王子市
第五次特別支援教育
推進計画 - 素案 -**

**令和5年度（2023年度）からの3か年における
特別支援教育の取組について**

令和4年(2022年)12月

八王子市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1 第五次計画策定の経緯	3
2 第五次計画の基本的な考え方	3
3 第四次計画の取組の主な成果	4
4 計画の位置付け	5
第2章 第四次計画を振り返って	6
1 これまでの八王子市の取組（第一次計画～第三次計画）	7
2 第四次計画の基本目標ごとの成果及び今後の充実に向けたポイント	8
3 第五次計画の策定に向けて（更なる充実の方向性）	16
第3章 第五次特別支援教育推進計画	17
1 基本理念	18
2 基本目標	18
3 計画体系図	19
4 施策と具体的な取組	21
第4章 用語解説・資料	35
1 用語解説	36
2 東京都や本市の関連計画など	46

第 1 章

計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 第五次計画策定の経緯

1. 国の主な動向

- 平成 19 年(2007 年)4 月の学校教育法の一部改正により、特別支援教育は、発達障害を含め、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることとされました。
- 平成 23 年(2011 年)8 月の障害者基本法の改正、平成 28 年(2016 年)4 月には、「障害者差別解消法」が施行され、障害者への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められました。
- 平成 28 年(2016 年)5 月、「発達障害者支援法」が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことの重要性が示されました。
- 令和 3 年(2021 年)1 月、中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方が示されました。
- 令和 3 年(2021 年)9 月、「医療的ケア児支援法」が成立しました。

2. 東京都の主な動向

- 平成 16 年(2004 年)11 月に、平成 16～28 年度(2004～2016 年度)までの「東京都特別支援教育推進計画」を策定以降、平成 29 年(2017 年)2 月に推進計画(第二期) 第一次計画(平成 29～令和 3 年(2017～2021 年))、令和 4 年(2022 年)3 月には第二次計画(令和 4～令和 6 年(2022～2024 年))が示されました。
- 平成 28 年(2016 年)2 月に「東京都発達障害教育推進計画」を策定されました。

3. 八王子市の主な取組

- 平成 18 年(2006 年)10 月に「八王子市特別支援教育推進計画」を策定以降、平成 24 年(2012 年)に第二次特別支援教育推進計画(以下、「第二次計画」と称する)、平成 28 年(2016 年)に第三次特別支援教育推進計画(以下、「第三次計画」と称する)、そして、平成 31 年(2019 年)に、「八王子市第四次特別支援教育推進計画」(以下、「第四次計画」と称する)を策定し、特別支援教育の体制整備を段階的に進めました。

2 第五次計画の基本的な考え方

1. 令和 5 年度(2023 年度)からの 3 年間の具体的な取組を示します

令和 5 年度(2023 年度)から 7 年度(2025 年度)までの期間における特別支援教育に関する目標と施策、また、そのための具体的な取組を示します。

2. 市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します

区市町村は、法律に基づき、支援の必要な子どもへの教育の機会を保証し、対象児童・生徒一人ひとりのニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。この計画では、市として、学校として特別支援教育を実施するための環境整備に向けて何をすべきか、また、地域や市民の皆さんと協働して取り組んでいくことを明確に位置付けます。

3. 今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性を持った計画にします

特別支援教育は、対象の児童・生徒数の変化や保護者ニーズに加え、福祉関係や医療関係も含めた社会の変化による影響を受けることがあるため、その動向に注意しながら適宜必要な見直しを図れる柔軟性をもたせます。

4. 市における他の計画との整合性を図ります

市教育委員会における「ビジョンはちおうじの教育」、子ども家庭部の「ビジョンすくすく てくてく はちおうじ」、福祉部の「八王子市障害者計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

3 第四次計画の取組の主な成果

第四次計画における特別支援教育の取組の主な成果は、以下のとおりです。

1. 特別支援教育の指導・支援の充実

特別支援コーディネーターをはじめ、教員の特別支援教育にかかわる理解や指導力の向上が図られるとともに、校長のリーダーシップの下、各学校における校内委員会の週1回程度の実施が定着したことで、児童・生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導・支援を推進することができました。また、学校サポーターの配置の拡充と支援力の向上を図ることで、校内の組織的な対応の充実につなげることができました。

【実際に行われた取組】

- ・校内委員会において、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりについて、発達特性やこれまでの指導や支援内容などの情報を共有するとともに、今後の指導方針を検討し、学校サポーターなどのボランティアを含めて、校内で組織的に指導・支援に取り組みました。
- ・特別支援教育に関する研修会を実施する中で、通常の学級の教員、特別支援学級の教員、巡回指導教員の相互理解と交流が行われました。
- ・学校サポーターの支援力の更なる向上を図るために、「上級育成講座」を新たに開始しました。

2. 特別支援教育のしくみの充実

市立小学校特別支援教室拠点校の追加設置と再編に加え、全市立中学校及び義務教育学校（後期課程）への特別支援教室の設置や特別支援学級の新設、更には、義務教育学校に既存の難聴通級指導学級を移設・統合し、切れ目のない総合的な指導体制の構築を図ることができました。

【実際に行われた取組】

- ・登下校の安全や地域の需要を踏まえ、市立第二中学校に特別支援学級を新設しました。
- ・市立小学校特別支援教室拠点校を新たに6校追加設置するとともに、拠点・巡回校の再編を行いました。
- ・全市立中学校及び義務教育学校（後期課程）への特別支援教室の設置を完了しました。
- ・市立いずみの森義務教育学校の新設に伴い、市立第四小学校・市立柏木小学校・市立第五中学校の難聴通級指導学級を移設・統合しました。

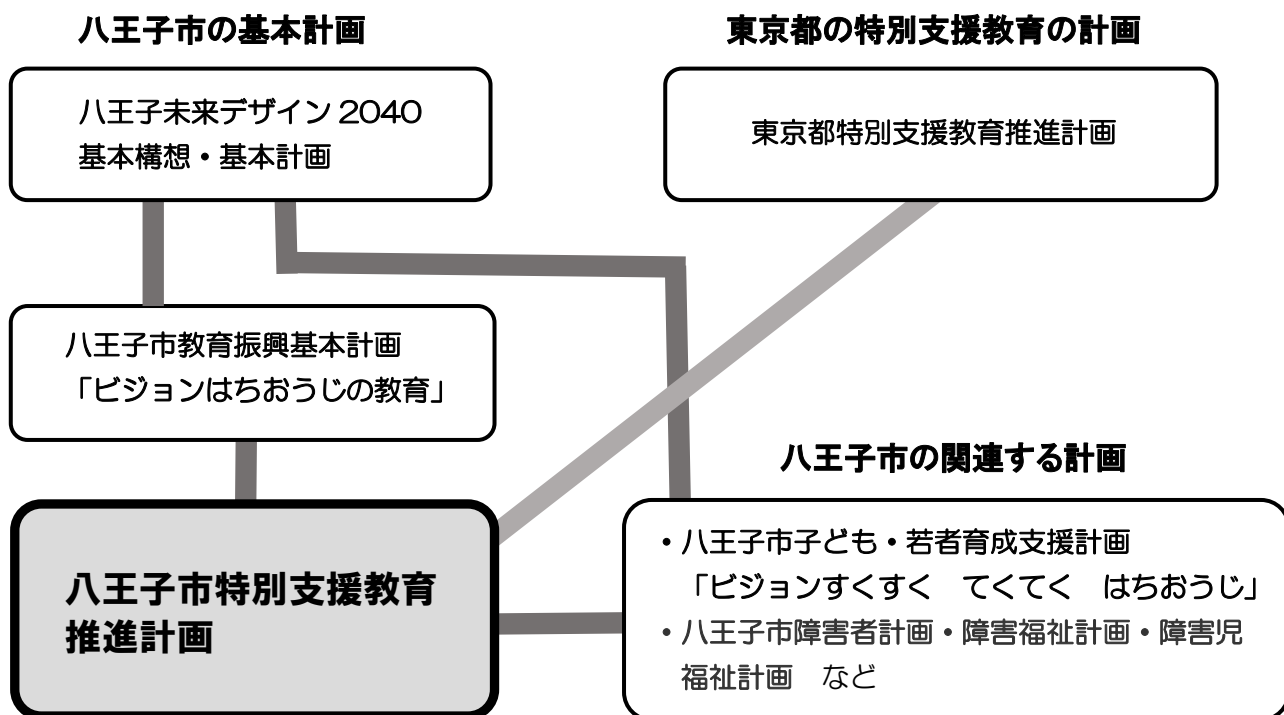
3. 地域連携の強化

「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」を定期的に開催し、医療機関、福祉・保健関連部署、都立特別支援学校等との顔が見える連携体制の強化を図ることができました。また、「特別支援教育地域講座」や交流及び共同学習（副籍）の取組を継続的に実施し、地域連携の促進を図りました。

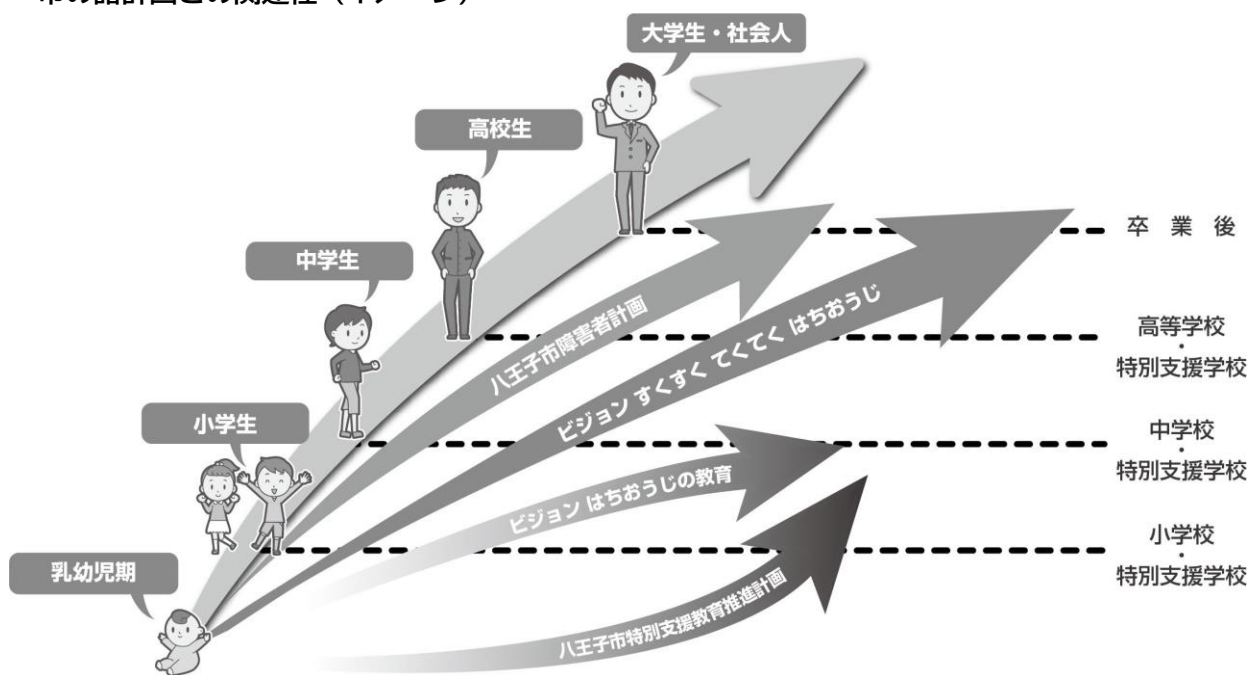
【実際に行われた取組】

- ・「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」を開催し、参画している各機関の取組について情報交換を行い、相互理解を深めることができました。
- ・「特別支援教育地域講座」を開催することにより、特別支援教育についての地域における理解啓発の推進を図りました。
- ・都立特別支援学校と連携を図り、交流及び共同学習（副籍）を継続的に実施したことにより、居住する地域において相互のつながりをもつことができました。

4 計画の位置付け



子どものライフステージと 市の諸計画との関連性（イメージ）



第 2 章

第四次計画を振り返って

第2章 第四次計画を振り返って

1 これまでの八王子市の取組（第一次計画～第三次計画）

平成 18 年(2006 年)10 月に、「八王子市特別支援教育推進計画」(以下、「第一次計画」と称する)を策定し、次世代を担うすべての子どもが、将来に渡って自分の能力を発揮できる、安定的で持続可能な体制を目指しました。

<第一次計画の主な成果>

- 特別支援巡回相談の開始
- 知的障害特別支援学級（以下、「特別支援学級」と称する）に指導補助員を配置
- 通常の学級に学校サポーター、特別支援ボランティアを配置

その後、特別支援学級のニーズの増加、通常の学級で特別な支援を必要とする児童・生徒への対応の複雑化、障害に関する法律・条例の制定などを踏まえ、平成 24 年（2012 年）に第二次計画を策定、平成 25～27 年度（2013～2015 年度）までの 3 か年で取り組みました。

<第二次計画の主な成果>

- 教員や学校サポーターの研修の充実
 - ・初任者、2 年次、管理職向けの特別支援教育の研修実施
 - ・特別支援学級担任、情緒障害等通級指導学級担任、難聴・言語障害通級指導学級担任を対象とした研修の実施
 - ・学校サポーターの認証制度と育成プログラムの開発・実施
- 特別支援学級の設置の推進
 - ・特別支援学級 小学校 H24(2012):20 校→H28(2016):23 校
中学校 H24(2012):12 校→H28(2016):15 校
 - ・情緒障害等通級指導学級 小学校 H24(2012):10 校→H27(2015):16 校
(※翌年から特別支援教室拠点校)
中学校 H24(2012): 6 校→H28(2016): 8 校
- 特別支援教育を推進するための新たな課の設置
 - ・平成 25 年（2013 年）8 月、学事課学事担当と指導課支援教育担当・教育相談（教育センター）を統合して教育支援課を設置（令和 3 年（2021 年）4 月に「教育指導課」に再編）

平成 27(2015 年)には、第二次計画の成果と課題を受け、第三次計画を策定、平成 28～30 年度（2016～2018 年度）までの 3 か年で具体的に取り組みました。

<第三次計画の主な成果>

- 全市立小学校への特別支援教室の設置
- 就学相談、巡回相談の相談体制の見直し
- 「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」を設置し、医療機関、福祉・保健関連部署、都立特別支援学校等の連携体制を構築

2 第四次計画の基本目標ごとの成果及び今後の充実に向けたポイント

第四次計画（令和元～4年度(2019～2022年度)）に基づく取組を振り返り、基本目標ごとに主な成果と今後の充実に向けたポイントについて検証しました。

※第五次計画策定会議の委員からの意見なども踏まえた内容としています。

基本目標Ⅰ 特別支援教育を推進する体制の整備

施策目標1 特別支援教育を推進する校内体制の充実

【成果】

① 特別支援教育推進に向けた管理職のリーダーシップの向上

- 特別支援教育推進に向けた取組として、小学校・中学校校長会、副校長会及び管理職対象の研修等を通じて、文部科学省及び東京都教育委員会から示された最新情報を提供し、各学校で情報共有
- 全校において、第四次特別支援推進計画の趣旨に則った教育課程を編成

② 校内委員会による校内支援体制の推進

- 校長のリーダーシップの下、校内委員会を各学校週1回程度定例で実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒についての情報共有と支援方法を検討
- 上記の結果を踏まえた校内での組織的な支援体制の確立、及び一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導・支援の取組
- 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成
 - ・特別な支援を要する児童・生徒を対象に、本人や保護者の希望などを踏まえ作成し、校内委員会で共有し、指導・支援のために活用
- 特別支援教育に関する校内研修会の実施 ※但し、謝礼対象の講師による研修の回数

年度	実施校数	実施回数
令和元年度（2019年度）	48校	52回
令和2年度（2020年度）	48校	52回
令和3年度（2021年度）	69校	72回
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中

③ 特別支援教育コーディネーターの育成と充実

- 特別支援教育コーディネーター研修を実施し、校内における特別支援教育を推進するための必要な知識及び課題解決の手法を身に付け、具体的な支援について調整、実行する能力を育成

年度	開催回数	参加人数
令和元年度（2019年度）	2回	193人
令和2年度（2020年度）	—	—
令和3年度（2021年度）	2回	101人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中

※令和2年度(2020年度)は、
コロナ禍により中止

施策目標2 多様な教育ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実

【成果】

教員を対象とした特別支援教育に関する研修を実施、通常の学級の教員・特別支援学級の教員・巡回指導教員の相互理解と交流・学び合いの場としても機能

年度	回数・参加人数
令和元年度（2019年度）	初級4回 208人・中級4回 167人・上級2回 37人
令和2年度（2020年度）	8回（区分なし）310人
令和3年度（2021年度）	基礎12回（うち8回はオンデマンド配信）183人、専門5回 96人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中

① 通常の学級における多様な教育ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

- 特別支援教育を専門とする大学教授による講義・演習を通じた特別支援教育への理解と指導力の向上に加え、通常の学級において特別支援教育の視点を持ち、学級経営や授業づくりを行う力を育成
- 特別支援教育の基礎力を身に付けるための動画配信を活用した研修の実施

② 障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上

- 校内の通常の学級の児童・生徒に対する理解啓発や校内の特別支援教育のけん引役を担える人材を育成するための研修を実施
- 障害の種類と特性に応じたテーマを設定した研修を通じた専門性の向上

③ 困難さや障害特性に応じた指導を支える合理的配慮の推進

- 令和2年度（2020年度）に学校内のLAN環境を整備するとともに、1人1台の学習用端末の配備を行い、デジタルの活用を開始
- 専門的な立場からの看護と体調及び安全の管理を必要とする児童が在籍する学校に看護師を配置

施策目標3 地域人材を活用した支援体制の充実

【成果】

① 特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置

■学級規模や児童・生徒の実態に応じて、特別支援学級に指導補助員を配置

年度	配置校数（小）	配置校数（中）
令和元年度（2019年度）	23校／53人	15校／27人
令和2年度（2020年度）	23校／57人	16校／33人
令和3年度（2021年度）	23校／61人	16校／28人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中

② 学校サポーターの支援力の向上と配置の充実

■学校サポーターの支援力を向上するための育成プログラムを本市独自に作成し講座を実施。新たに「上級育成講座」を設けた中で、各プログラムの修了をもって初級、中級、上級の「認証学校サポーター」として認定

年度	回数	延べ参加者数	通算認証数(人)
令和元年度（2019年度）	初級 1回	初級 25人	初級 1人
令和2年度（2020年度）	初級 5回 中級 1回 上級 3回	初級 134人 中級 6人 上級 46人	初級 2人 中級 0人 上級 11人
令和3年度（2021年度）	初級 7回 中級 5回 上級 3回	初級 151人 中級 21人 上級 17人	初級 2人 中級 4人 上級 3人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中	※事業継続中

■特別な支援が必要な児童・生徒の実態などに応じ、通常の学級に学校サポーターや特別支援教育ボランティアを配置

年度	学校サポーター	特別支援教育ボランティア
令和元年度（2019年度）	622人	57人
令和2年度（2020年度）	671人	58人
令和3年度（2021年度）	688人	62人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中

【今後の充実に向けたポイント】

- ・管理職・特別支援教育コーディネーターを核とした校内の支援体制について、今後更に充実するための研修の継続実施
- ・特別支援教室で指導する際の共通ルールや学校サポーター等の把握情報など相互に情報共有する体制の強化
- ・巡回指導教員の校内委員会へのオンラインを含めた参加方法の検討
- ・特別支援学級の教員が校内委員会に参加することによる通常の学級の教員との連携
- ・保護者や関係機関と連携した学校生活支援シートの作成と更なる活用の推進
- ・特別支援教育コーディネーターの複数指名に加え、教員一人ひとりが特別支援教育を理解し、学校全体で特別支援教育の推進
- ・個々の教員の特別支援にかかわる指導力・対応力の向上につなげる研修の実施
- ・GIGA スクール構想の前倒しにより、1人1台の学習用端末が配備されたことに伴うその効果的な活用や指導の方法の研究、共有化の推進
- ・合理的配慮についての通常の学級の教員への理解啓発
- ・学校サポーターの配置の拡充と育成プログラムの充実

基本目標Ⅱ 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

施策目標1 特別支援学級の再編と充実

【成果】

① 義務教育学校における特別支援学級の総合的な支援

- 市立いずみの森義務教育学校の新設（令和2年度（2020年度））に伴い、既存の難聴通級指導学級（市立第四小学校・市立柏木小学校・市立第五中学校）を移設・統合し、特別支援学級設置校、特別支援教室拠点校として、切れ目のない総合的な指導体制を構築した。

② 特別支援学級の再編と新設

- 特別支援学級の設置数／在籍児童生徒数

年度	小学校	中学校
令和元年度（2019年度）	23校／446人	15校／258人
令和2年度（2020年度）	23校／481人	16校／280人
令和3年度（2021年度）	23校／508人	16校／295人
令和4年度（2022年度）	23校／集計中	16校／集計中

※市立第二中学校に特別支援学級を新設

施策目標2 特別支援教室の小学校における充実と中学校への導入

【成果】

① 小学校特別支援教室の充実と特別支援教室専門員への研修の実施

■市立小学校特別支援教室拠点校の追加設置と再編の実施

年度	特別支援教室拠点校数／特別支援教室利用児童生徒数		
	小学校	中学校	合計
令和元年度（2019年度）	18校／1,121人	8校／258人	26校／1,379人
令和2年度（2020年度）	18校／1,201人	8校／300人	26校／1,501人
令和3年度（2021年度）	22校／1,366人	8校／439人	30校／1,805人
令和4年度（2022年度）	25校／集計中	8校／集計中	33校／集計中

② 中学校特別支援教室の導入と設置された学校における支援力の向上

■令和2年度（2020年度）に、全市立中学校及び義務教育学校（後期課程）への特別支援教室の設置完了

※市立中学校特別支援教室拠点校数及び特別支援教室利用生徒数については、上表を参照

【今後の充実に向けたポイント】

- ・需要に応じた特別支援学級の再編
- ・全市立小・中学校及び義務教育学校への導入を完了した特別支援教室の今後について、実態に応じた拠点校の再編等の検討
- ・情緒障害等の児童・生徒に対する支援体制の再検討
- ・小中一貫教育における特別支援学級の義務教育9年間を見通した切れ目のない指導体制の構築
- ・巡回指導教員のLD（学習障害）もしくは、その傾向がある児童・生徒への指導・支援力の向上

基本目標Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携

施策目標1 市教育委員会と関連所管、関係機関による切れ目のない支援体制の構築

【成果】

① 市教育委員会と関連機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

■「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の定期開催

年度	開催回数
令和元年度（2019年度）	3回
令和2年度（2020年度）	1回
令和3年度（2021年度）	2回
令和4年度（2022年度）	1回（10月末現在）

② 共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

■「特別支援教育地域講座」の定期開催

年度	開催回数
令和元年度（2019年度）	1回
令和2年度（2020年度）	オンライン1回
令和3年度（2021年度）	オンライン1回
令和4年度（2022年度）	1回（開催予定）

■毎年度、データを更新した「特別支援教育ハンドブック」を全市立小・中学校及び義務教育学校に配付するとともに、市のホームページに掲載

③ 乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の推進

■教育センターの就学相談、教育相談、巡回相談において、保護者に「マイファイル」を配付

■マイファイルの取組を支えるサポートファイルの作成実施校

年度	新規実施校数
令和元年度（2019年度）	22校
令和2年度（2020年度）	18校
令和3年度（2021年度）	14校
令和4年度（2022年度）	12校

参考：平成30年度（2018年度）12校

④ 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援

■ペアレントメンターや専門家を活用した保護者サロンを実施

※ペアレントメンター：親として発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けている方々

年度	開催回数
令和元年度（2019年度）	10回
令和2年度（2020年度）	7回
令和3年度（2021年度）	10回
令和4年度（2022年度）	2回（10月末現在）

※令和2年度（2020年度）は、
コロナ禍により3回中止

⑤ 学校と放課後等デイサービスとの連携

■ 学校と放課後等デイサービスとの連携状況の把握

施策目標 2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実

【成果】

① 巡回相談による市立小・中学校及び義務教育学校の支援力の向上

■ 心理士、作業療法士、言語聴覚士の専門性を活かすとともに、必要に応じてスクールカウンセラーをはじめ、子ども家庭支援センターなど関係機関等と連携し、一人ひとりの特性や状況に応じた巡回相談を実施

年度	巡回相談回数
令和元年度（2019年度）	808件
令和2年度（2020年度）	320件
令和3年度（2021年度）	355件
令和4年度（2022年度）	※事業継続中

■ LD（学習障害）児への指導や支援についての研究を実施

年度	取組内容
令和元年度（2019年度）	「LD（学習障害）」に関する内部研修会の実施（2回）、文献研究等
令和2年度（2020年度）	「LD（学習障害）」に関する内部研修会の実施（2回）、文献研究等
令和3年度（2021年度）	研究冊子「学習障害の理解と支援」（仮題）の編集、文献研究等
令和4年度（2022年度）	研究冊子「学習障害の理解と支援」（仮題）の編集・発行（予定）

② 児童・生徒の特性や社会参加を考慮した就学相談体制の推進

■ 心理の専門性や特別支援学級等での教員経験等を活かし就学相談体制を推進

年度	臨床心理士	特別支援学級教員等
令和元年度（2019年度）	1	6
令和2年度（2020年度）	1	6
令和3年度（2021年度）	1	6
令和4年度（2022年度）	※	6

※令和4年度（2022年度）は総合教育相談室、巡回相談担当の全心理士が就学相談業務にもかかわる体制

■就学相談の実施件数

年度	就学相談件数	うち特別支援教室決定児童数	就学相談調整会議回数	拠点校開催回数
令和元年度（2019年度）	1,321件	615名	26回	31回
令和2年度（2020年度）	1,373件	658名	26回	33回
令和3年度（2021年度）	1,512件	744名	26回	20回
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中	※事業継続中	※事業継続中

施策目標3 都立特別支援学校との連携の充実

【成果】

① 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした市立小・中学校への支援体制の推進

- 都立八王子特別支援学校（センター校・知的障害）、都立八王子西特別支援学校（センター校・知的障害）、都立八王子東特別支援学校（肢体不自由）、都立多摩桜の丘学園（知的・肢体不自由）、都立八王子盲学校（視覚障害）、都立立川学園（聴覚障害）との連携
- 上記特別支援学校との交流及び共同学習（副籍）の推進、リソースリスト（特別支援学校による地域支援のパンフレット）の作成、巡回相談や研修会の情報交換等
- 都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談の実施

② 共生社会を目指した交流及び共同学習の推進

■副籍の交流児童・生徒数

年度	直接交流	間接交流	合計
令和元年度（2019年度）	133人	110人	243人
令和2年度（2020年度）	120人	106人	226人
令和3年度（2021年度）	35人	179人	214人
令和4年度（2022年度）	※事業継続中	※事業継続中	※事業継続中

※数字は、上記特別支援学校の合計

■特別支援学級設置校における交流及び共同学習の実施

- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒が相互に尊重し合い、豊かな人間性を育むために、在籍学級の児童・生徒の実態等に応じ、特定の教科や学校行事等における合同での活動の実施を推進

【今後の充実に向けたポイント】

- ・就学相談のアセスメント機能の強化
- ・発達障害など特別な支援が必要な児童・生徒の不登校への支援体制を充実させる必要性
- ・総合教育相談室における初回面接までの待機期間の解消と就学に向けた時期からの相談体制の充実
- ・学校への巡回相談による校内の支援体制の更なる充実

- ・上記の成果事業の取組を継続した上で、特別支援学校や放課後デイサービスとの連携、また市立中学校及び義務教育学校卒業後の高校、就労までの切れ目のない支援体制の更なる強化
- ・保・幼・小連携については、ブロックの幼稚園園長、保育園園長、小学校校長が顔を合わせた連携強化
- ・切れ目のない支援体制の充実に向けた保護者支援の強化
- ・保護者サロンの参加人数の枠の拡充
- ・学校運営協議会への特別支援教育関連の研修会などの周知
- ・障害や発達特性などについての保護者、子ども、教員の理解の深化
- ・通常の学級と特別支援学級の教員同士の交流機会の充実
- ・特別支援学級設置校における交流及び共同学習の更なる推進

3 第五次計画の策定に向けて（更なる充実の方向性）

このように、第四次計画では前掲の3つの基本目標の達成に向けて、特別支援教育の推進に取り組みました。その結果、管理職や特別支援教育コーディネーターを核とした校内委員会が各学校で定着し、特別な支援が必要な児童・生徒への指導・支援について組織的に進めていく支援体制の構築が図られました。また、研修を通じた教員の指導力の育成とともに、認証制度の充実を図った学校サポーターの拡充をはじめ、指導補助員や看護師等を配置することで、特別支援教育を推進する支援体制の整備を進めました。更には、全市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に特別支援教室の設置を完了するとともに、特別支援学級の増設など、特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の一層の充実を図りました。そして、巡回相談や就学相談による相談体制に加え、新たに「保護者サロン」をスタートすることにより保護者支援の充実を図るとともに、「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の定期開催や「マイファイル」の取組などを通して、関係機関相互の連携強化及び切れ目のない支援体制を構築、また「特別支援教育地域講座」の開催や交流及び共同学習（副籍）の取組を継続することで、共生社会の実現を目指した地域連携を促進しました。

その一方で、本市における就学相談件数の増加傾向は続いており、特別支援学級・特別支援教室を利用する児童・生徒数は今後も増加傾向が見込まれます。また、特別な支援が必要な児童・生徒の様態や教育的ニーズが、多様化してきている現状もあります。こうした状況を踏まえると、特別支援教育を推進する校内体制や特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育、また就学相談をはじめとする相談体制の更なる充実を図っていく必要があります。そして、近年の社会状況の変化などにも対応しながら、障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組について、より一層促進していくことが求められます。

そこで、第五次計画では特に次の3つの方向性で、特別支援教育の更なる推進を図ってまいります。

- 1 市立小・中学校及び義務教育学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上と特別支援教育への理解を一層深めます。**
- 2 障害の有無にかかわらず、次世代を担うすべての子どもたちが自立と社会参加を目指し、自己の能力を十分に発揮できる教育環境を整備します。**
- 3 関係機関との連携を計画的に進め、切れ目のない支援を推進するとともに、特別支援教育の理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることをめざします。**

第 3 章

第五次特別支援教育推進計画

第3章 第五次特別支援教育推進計画

1 基本理念

障害について理解している周囲の人たちに支えられ、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、助け合い、社会で自立できるよう、育成する。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、以下の3つの基本目標を掲げ、具体的な取組を進めてまいります。

《基本目標1》 特別支援教育を推進する体制の整備

特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図ります。

《基本目標2》 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

特別支援学級における義務教育9年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支援教育の体制の更なる充実を図ります。

《基本目標3》 共生社会の実現を目指した地域連携

共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

3 計画体系図

3つの基本目標の達成に向けて具体的に取り組むために、第五次計画を次のように体系化しました。



I 特別支援教育を推進する体制の整備

1 特別支援教育を推進する校内体制の充実

① 特別支援教育を推進するための管理職のリーダーシップの向上

② 校内委員会による校内支援体制の推進

③ 特別支援教育コーディネーターの指導力・対応力の向上

2 多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実

① 通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

② 障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上

③ 困難さや障害特性に応じた合理的配慮の推進

3 地域人材を活用した支援体制の充実

① 特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置

② 学校サポーターの配置の充実と支援力の向上の促進

II 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

1 特別支援学級・特別支援教室の再編と支援力の充実

① 義務教育 9 年間を見通した特別支援学級の充実

② 特別支援学級・特別支援教室の再編

2 特別支援教室における指導の充実と支援力の向上

①特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実

②市立小・中学校及び義務教育学校における特別支援教室専門員の支援力の向上

Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携

1 市教育委員会と関連所管、関係機関による切れ目のない支援体制の構築

①市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

②共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

③乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の充実

④特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援の充実

⑤学校と放課後等デイサービスとの連携

2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実

①巡回相談の推進による市立小・中学校及び義務教育学校における校内支援の充実

②就学相談の相談機能の強化

③総合教育相談室の相談体制の充実

3 都立特別支援学校との連携・校内における合同での活動の推進

①都立特別支援学校のセンター的機能を活かした市立小・中学校及び義務教育学校の支援体制の充実

②共生社会の実現を目指した交流及び共同学習の推進

4 施策と具体的な取組

[表の見方] (例)

		取組をすすめていく主体	取組を進めるためのキーワード
推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育コーディネーター研修の充実、複数体制の推進		年次ごとの達成目標
各年度の目標	R5 (2023) 実施	R6 (2024) 充実	R7 (2025) 継続

基本目標 I 特別支援教育を推進する体制の整備

特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図ります。

施策目標 1 特別支援教育を推進する校内体制の充実

各学校において、学校経営のリーダーである校長と特別支援教育推進役となる特別支援教育コーディネーターを中心に、校内の特別支援体制の充実に取り組むとともに、学校生活支援シートや個別指導計画（連携型個別指導計画）を着実に活用して、一人ひとりに応じた指導・支援を進めます。

具体的な取組

① 特別支援教育を推進するための管理職のリーダーシップの向上

学校の特別支援教育を推進するためには、管理職のリーダーシップと意識向上が不可欠です。校長は特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、校内の体制整備を行うことが重要です。マネジメント力の向上に加え、インクルーシブな教育や合理的配慮等について理解を深める研修を実施します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育、障害理解、管理職研修		
各年度の目標	R5 (2023) 実施	R6 (2024) 継続	R7 (2025) 継続

≪主な取組例≫ ・特別支援教育や障害者理解の推進に関する管理職向けの研修
 ・学習指導要領におけるカリキュラム・マネジメントの確立

② 校内委員会による校内支援体制の推進

学校の特別支援教育の充実を図る上で、校内委員会の機能（p.23 図参照）はとても重要です。校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援方法を検討・共有するため、すべての学校で校内委員会を実施します。

巡回相談や特別支援教室による助言等も含め、それらを効果的に活かしていくためにも、校内委員会を定例で実施し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導や支援の一層の充実を図ります。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	管理職、特別支援教育コーディネーター、校内委員会の定例実施		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・学校経営計画への特別支援教育の方針等の明示
 - ・校内委員会の定例(週1回程度)実施
 - ・保護者や関係機関と連携した学校生活支援シートの作成
 - ・全教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施
 - ・特別支援教育に関する校内研修会の実施
 - ・巡回指導教員の校内委員会への参加
 - ・特別支援学級の教員が校内委員会に参加することによる通常の学級の教員との連携の推進

③ 特別支援教育コーディネーターの指導力・対応力の向上

校内における特別支援教育と校内委員会の推進役を担うのが特別支援教育コーディネーターです。

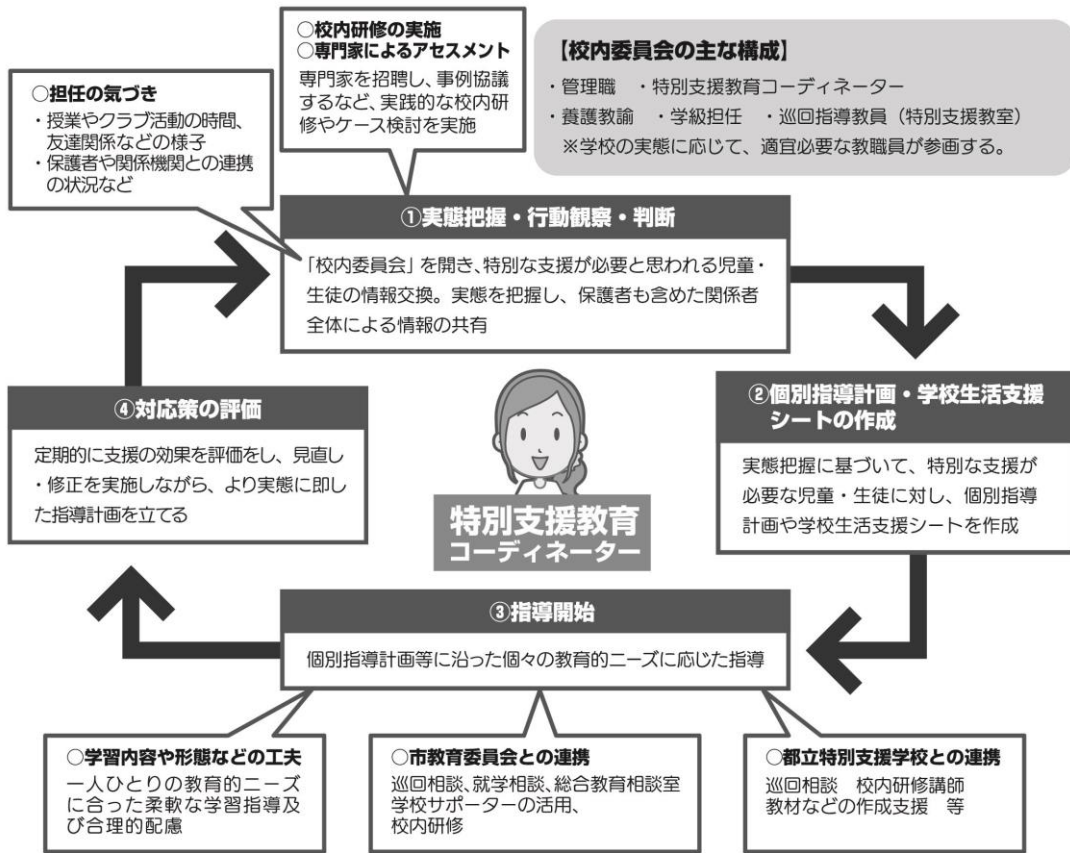
その専門性の向上を図るための研修に継続して取り組んでいきます。また、コーディネーターの複数指名による体制の充実を図ります。校長は、特別支援教育コーディネーターが校内で組織的に機能するよう努めます。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育コーディネーター研修の充実、特別支援教育コーディネーターの複数指名、校内における組織的な支援体制の推進		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）充実	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・特別支援教育コーディネーターの研修の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターの複数指名による体制強化の推奨
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした学校内外の組織的な支援体制の推進

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会のサイクルモデル

- 学校での児童・生徒の様子や支援の内容・方法及び成果・課題を共有し、保護者と連携した効果的な支援方法の工夫をしていきます。



施策目標 2 多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実

特別支援教育に関する知識や児童・生徒の障害に応じた指導・支援の知識は、インクルーシブな教育が推進される中で、すべての教員にとって必要なことです。特別支援学級と通常の学級の教員同士が連携を深め、児童・生徒の特性を理解し、適切な指導と支援を行うため、全教員が基礎的な知識を習得した上で、一人ひとりの理解の程度や経験年数及びその立場に応じた研修の充実を図ります。また、特別支援学級の担任や巡回指導教員には、研修による自身の指導力の向上を図るとともに、その専門性を活かし、校内での研修や理解啓発授業等を行い、教職員、児童・生徒、保護者、地域への理解啓発を進めます。

更に、児童・生徒一人ひとりの困難さや障害特性に応じた合理的配慮を推進するとともに、「GIGA スクール構想」が展開される中、デジタル機器についても効果的な活用を図っていきます。

具体的な取組

① 通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

地域の大学と連携し、特別支援教育への理解と指導力の向上を図る研修を実施し、教員一人ひとりの基礎的な知識の定着と指導力の向上を図ります。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	中核市としての研修プログラムの構築、地域の大学との連携		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・特別支援教育研修プログラムの充実
 - ・特別支援教育を専門とする大学教授を講師として招聘した研修の実施
 - ・経験年数や役割に応じた研修プログラムの実施
 - ・特別支援教育の専門的な実践事例を学ぶことができる研修の実施
 - ・1人1台の学習用端末を各学校で有効に活用するための指導方法等についての研修の実施
 - ・特別支援学級と通常の学級の教員の交流・連携の推進

② 障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上

障害の種類や特性に応じた児童・生徒への指導力・支援力を高めるとともに、校内における通常の学級の児童・生徒に対する理解啓発や校内の特別支援教育のけん引役を担えるような人材の育成を図ります。

また、特別支援の免許状取得を目指す教員に対する助成を積極的に行い、専門性の高い教員を育成します。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援学級主任研修		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・障害の種類や特性に応じた専門性の高い指導力を向上させるための研修の実施
 - ・教員研究生による実践研究の成果の発信
 - ・八王子市の GIGA スクール情報ポータルサイト(教職員向け)の活用

③ 困難さや障害特性に応じた合理的配慮の推進

文部科学省が示している障害者差別解消法に関する対応指針を踏まえ、児童・生徒の困難さや障害の特性に応じた指導や支援の充実を図るために、デジタル機器や福祉機器等の活用を進めるとともに、小中一貫教育の取組を通して、切れ目のない適切な合理的配慮を推進していきます。

また、医療的ケアが必要な児童・生徒への対応のため、看護師等の配置により学校生活を支援します。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	デジタル機器や福祉機器等の活用、小中一貫教育、医療的ケア児に対応するための看護師等の配置		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・義務教育9年間を見通した切れ目のない適切な合理的配慮
 - ・合理的配慮についての教員への理解啓発及び推進
 - ・医療的ケアが必要な児童・生徒のための看護師等の配置

施策目標3 地域人材を活用した支援体制の充実

特別支援学級に配置している指導補助員は、教員免許を有し、教員とともに児童・生徒の指導・支援に当たる重要な存在です。指導補助員の指導力・支援力の向上を図るために研修を実施します。

一方、通常の学級に配置している学校サポーターは、特別な支援の必要な児童・生徒の学習活動や学校生活をサポートする地域の有償ボランティアです。合理的配慮の視点からも重要な存在であり、定期的な研修や市独自の認証制度・育成プログラムを活用して支援力の向上を図ります。

具体的な取組

① 特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置

特別支援学級における支援体制の充実を図るために、学級数や在籍数、また児童・生徒の実態に応じて、指導補助員を配置するとともに、特別支援学級での指導力・支援力を高めるために研修を実施します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	指導補助員の配置、指導補助員の研修		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・学級規模や児童・生徒の状況に応じた指導補助員の配置
・指導補助員を対象とした研修の実施

② 学校サポーターの配置の充実と支援力の向上の促進

通常の学級における特別支援教育を支える学校サポーターの配置を拡充し、発達障害をはじめとする特別な支援が必要な児童・生徒のサポートの充実を図ります。

認証学校サポーター制度と育成プログラムに引き続き取り組み、市立小・中学校及び義務教育学校における学校サポーターの支援力の向上を図ります。

また、学校サポーターを目指す人のための「はじめて講座」を開催し、新規の学校サポーターの拡充を図り、持続的な仕組の構築を目指します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	認証学校サポーター制度、育成プログラムの充実、はじめて講座の実施、		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・認証学校サポーターの育成講座（初級・中級・上級）の継続実施
・学校サポーターの認証制度と育成プログラムの充実
・学校サポーターになるための「はじめて講座」の実施

基本目標Ⅱ 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

特別支援学級における義務教育9年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支援教育の体制の更なる充実を図ります。

施策目標1 特別支援学級・特別支援教室の再編と支援力の充実

小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した特別支援学級における特別支援教育の更なる充実を図ります。また、通学圏等による特別支援学級のバランスを見直し、必要な再編を行います。

具体的な取組

① 義務教育9年間を見通した特別支援学級の充実

小学校第1学年から中学校第3学年及び義務教育学校第1学年から第9学年まで、義務教育9年間を見通した一貫した教育を図っていく中で、特別支援学級においても一人ひとりの障害や特性に応じた切れ目のない指導体制の構築を目指します。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	小中一貫教育、切れ目のない指導体制の構築		
各年度の目標	R5(2023) 準備	R6(2024) 実施	R7(2025) 継続

《主な取組例》 ・義務教育9年間を見通した特別支援学級の切れ目のない指導体制の構築

② 特別支援学級・特別支援教室の再編

市内で特別支援学級の需要が高まってきている地域について、現在の特別支援学級のバランスを見直し、再編を図ります。また、特別支援教室拠点校・巡回校の再編にも取り組みます。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	特別支援学級の再編、特別支援教室の再編		
各年度の目標	R5(2023) 実施	R6(2024) 実施	R7(2025) 継続

《主な取組例》 ・登下校の安全の確保や地域の需要などを踏まえた特別支援学級の再編
・特別支援教室拠点校・巡回校の再編

施策目標 2 特別支援教室における指導の充実と支援力の向上

市立小・中学校及び義務教育学校に設置された「特別支援教室」における支援力を向上させ、一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図ります。

具体的な取組

① 特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実

市立小・中学校及び義務教育学校に設置している特別支援教室において、巡回指導や特別支援教室専門員の配置、臨床発達心理士等による巡回訪問などを通して、障害の種別や一人ひとりの発達特性に応じた児童・生徒の指導の充実を図ります。また、通常の学級の児童・生徒に対する理解啓発や特別支援のけん引役を担えるような人材の育成を図ります。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	特別支援教室拠点校（巡回指導教員）主任研修、LD（学習障害）、もしくはその傾向がある児童・生徒への支援の充実、多様な障害特性に対応するための教育指導体制の検討に向けた調査研究、デジタルの利活用、		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・特別支援教室拠点校（巡回指導教員）主任研修の実施
 - ・巡回指導教員を対象としたLD（学習障害）、もしくはその傾向がある児童・生徒の理解と支援に関する研修の実施
 - ・多様な障害特性に対応するための教育指導体制の検討に向けた調査研究の実施
 - ・1人1台の学習用端末を活用した効果的な指導実践の共有と活用の促進

② 市立小・中学校及び義務教育学校における特別支援教室専門員の支援力の向上

市立小・中学校及び義務教育学校の特別支援教室の運営に携わる「特別支援教室専門員」（東京都公立学校会計年度任用職員）について、学校サポーター、特別支援教育コーディネーターとの合同研修等を実施し、発達障害の理解を深め、各学校での支援力の更なる向上を図ります。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	学校サポーター、特別支援教育コーディネーターとの合同研修		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・特別支援教室専門員の専門性と支援力の向上を図るための研修の実施

基本目標Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携

共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

施策目標 1 市教育委員会と関連所管、関係機関による切れ目のない支援体制の構築

障害の有無にかかわらず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、誰もが、乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、引き続き「はちおうじっ子・切れ目のない支援事業」（通称：マイファイル）に取り組みます。

具体的な取組

① 市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に向けて、市教育委員会と医療機関、都立特別支援学校、福祉施設、子ども家庭支援センター、保健所、保健福祉センター、障害者福祉課、子どもの教育・保育推進課等による支援のための連携体制の充実に図ります。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	支援が必要な子どもたちを支えるネットワーク		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の定期(年3回)開催

② 共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

特別支援教育について保護者や市民の皆さんの理解が深まるよう、定期的に行っている「特別支援教育地域講座」を継続して実施します。また、保護者グループや保育園・幼稚園、関係機関等を対象とした出前講座や各学校における公開講座を実施するとともに、マイファイル事業に取り組む関係各課や学校運営協議会との連携などを通じて啓発活動を継続して行います。

推進の主体	市教育委員会、学校、はちおうじっ子マイファイル関係各課（障害者福祉課、保健福祉センター、子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、産業振興推進課）		
推進のポイント	特別支援教育地域講座、出前講座、学校主催の公開講座、特別支援教育ハンドブックの作成		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・「特別支援教育地域講座」の定期開催
 - ・保護者会、サークル、関係機関、保育園・幼稚園への出前講座の実施
 - ・各学校の公開講座等による保護者向けの理解啓発活動
 - ・「特別支援教育ハンドブック」の作成とそれを活用した啓発活動
 - ・都立特別支援学校の公開講座等のPRや参加啓発
 - ・学校運営協議会を対象に、特別支援教育に関する研修会や「特別支援教育地域講座」等への参加啓発

③ 乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の充実

障害の有無にかかわらず、地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市教育委員会と福祉部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部との相互連携に加え、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校が連携を深めることにより、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた「切れ目のない支援」を行う支援体制の充実を図ります。

また、はちおうじっ子マイファイルの情報を保護者と共有し、小学校から中学校、そしてその先へつなげていく学校生活支援シートについて各学校が確実に取り組み、それらの資料を保管、引き継いでいくサポートファイルの仕組みの構築を進めます。

更に、幼児教育・保育センターと連携し、市立小・中学校及び義務教育学校教員と幼稚教育・保育従事者が共に学ぶ研修の実施等、幼児期から就学後にかけて切れ目のない支援体制を構築します。

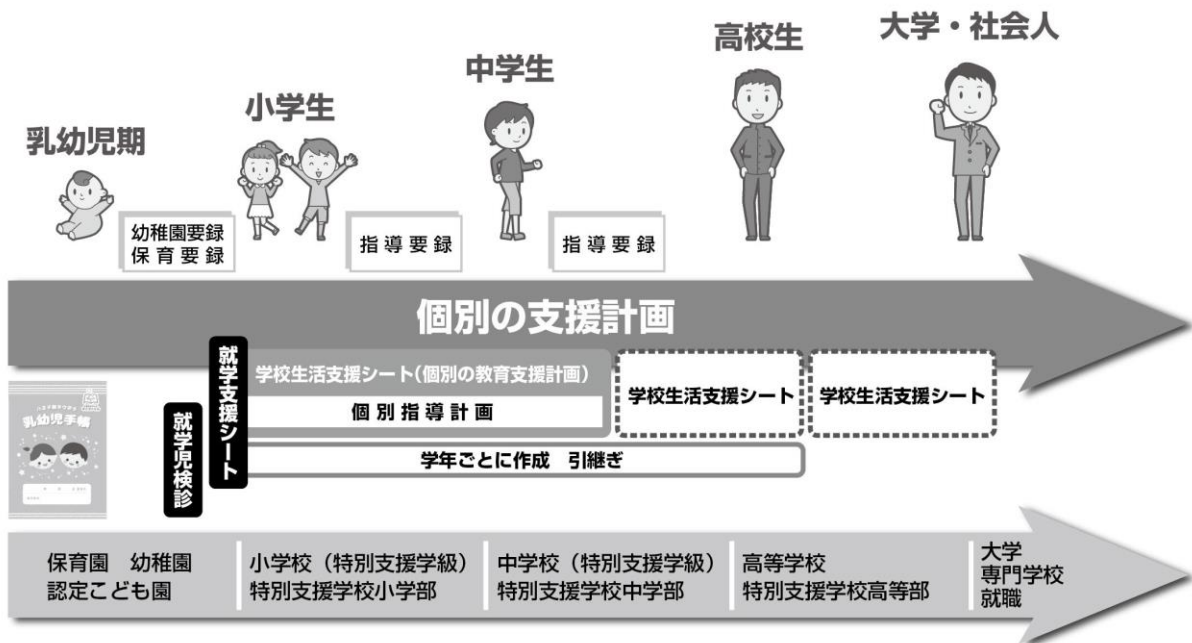
推進の主体	市教育委員会、学校、はちおうじっ子マイファイル関係各課（障害者福祉課、保健福祉センター、子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、産業振興推進課）		
推進のポイント	はちおうじっ子マイファイル、就学支援シート、保・幼・小連携、サポートファイル、幼児教育・保育センターとの共同事業		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・はちおうじっ子マイファイル利用の普及・啓発
 - ・中学校卒業から高等学校等への進学、社会参加までを支援するマイファイルの活用推進
 - ・各学校や総合教育相談室、就学相談室、巡回相談でマイファイルの取組を支えるサポートファイルの作成
 - ・就学支援シートの活用による保・幼・小連携の推進
 - ・「保・幼・小連携の日」に、保・幼・小各々の立場からの意見交換会を実施
 - ・幼児教育・保育センターとの合同研修会をはじめとする共同事業の実施



子どもの成長と 個別の支援の関係

マイファイルでつながるイメージ



④ 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援の充実

特別な支援が必要なお子さんの保護者には、安心して相談できる人や場所が必要かつ重要です。また、そうした場所は保護者の気持ちを支えるだけでなく、新しい情報や知識と出会う場でもあります。支援プログラムや場所を提供することで、こうした保護者の支援に取り組みます。

また、就学相談や学校との関わりの中で、なかなか踏み出せないような保護者、学校との関係に支援が必要な保護者に対し、保護者の立場を尊重しながら寄り添い支えるための同行支援を引き続き行います。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	保護者サロン、サロンセミナー、学校への同行支援		
各年度の目標	R5 (2023) 実施	R6 (2024) 継続	R7 (2025) 継続

- 《主な取組例》
- ・保護者サロンにおける専門家やペアレントメンターによるプログラムや相談・談話会の実施
 - ・専門家によるセミナーやペアレントメンターによる就学を含めた発達障害に関わる子育ての体験談を提供するサロンセミナーを開催
 - ・就学相談や学校との関わりにサポートの必要な保護者を支援する「同行支援」の実施
 - ・特別支援学校や特別支援学級等の案内動画の配信
 - ・外部機関を活用した学校における保護者支援の促進

⑤ 学校と放課後等デイサービスとの連携

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づき設置されており、地域の障害のある児童・生徒が放課後や学校休業時に過ごす場となっています。放課後等デイサービスを利用している児童・生徒への支援について、保護者のニーズを踏まえ、学校と放課後等デイサービスとの連携に取り組みます。

推進の主体	学校、放課後等デイサービス事業者		
推進のポイント	ガイドライン、個別支援計画、放課後デイサービスの児童発達支援管理責任者との連携		
各年度の目標	R5 (2023) 検討	R6 (2024) 実施	R7 (2025) 継続

- 《主な取組例》
- ・放課後デイサービスと学校との連携をすすめるためのガイドライン等の検討

施策目標 2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実

市教育委員会における学校への巡回相談を推進するとともに、就学相談機能の強化や総合教育相談の充実を図ることにより、一人ひとりの特性や状況、保護者や学校のニーズ等に専門的な立場から適切に対応できる相談体制の構築を目指します。

具体的な取組

① 巡回相談の推進による市立小・中学校及び義務教育学校における校内支援の充実

心理士、作業療法士、言語聴覚士による小・中学校及び義務教育学校への巡回相談を行うとともに、各学校の特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、巡回指導教員のほか、幼児教育・保育センターや子ども家庭支援センターなどの関係機関、特別支援学校の巡回相談等と連携し、市立小・中学校及び義務教育学校における児童・生徒の実態に応じた校内の支援体制の一層の充実を旨とします。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	市教育委員会の巡回相談、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、巡回指導教員との連携、幼児教育・保育センターや子ども家庭支援センターとの連携、都立特別支援学校の巡回相談との連携		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・巡回相談を実施する関係機関相互の連携体制の構築
 ・心理士・作業療法士・言語聴覚士の専門性を活かした児童・生徒の実態に応じた巡回相談の実施

② 就学相談の相談機能の強化

就学相談は今どこで学ぶのかを考えるだけでなく、その児童・生徒が将来の自立や社会参加を目指した時に、どのような力が身に付いてほしいのかを保護者の方と一緒に考える場でもあります。特別支援学級での指導経験がある元教員や臨床心理士等の専門性の高い相談員の配置により相談力の向上を図るとともに、各学校の校内委員会や関係機関と連携して、児童・生徒の適切な就学・転学に向けた就学相談機能の強化を図ります。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	就学相談機能の強化、校内委員会や関係機関との連携		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・就学相談における各学校の校内委員会や医療機関等との連携
 ・就学に向けた時期からの相談体制の充実（幼児教育・保育センターとの連携体制の構築）
 ・心理士・作業療法士・言語聴覚士の専門性の活用
 ・就学相談ガイドの見直しと就学相談説明会の動画配信

③ 総合教育相談室の相談体制の充実

総合教育相談室では、発達と障害にかかわる相談のほか、不登校やいじめなど児童・生徒の学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けています。就学に向けた時期からの切れ目のない相談支援を推進するとともに、心理士の配置の拡充を行うなど、総合的・専門的な相談体制の充実を図っていきます。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	発達や不登校等にかかわる相談機能の強化、保護者支援、関係機関との連携		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

《主な取組例》 ・児童・生徒や保護者のニーズを踏まえた心理相談、情報提供、学校や関係機関との連携
 ・就学に向けた時期からの相談体制の充実（幼児教育・保育センターとの連携体制の構築）
 ・不登校児童・生徒の相談体制の充実（高尾山学園や適応指導教室の活用）

施策目標3 都立特別支援学校との連携・校内における合同での活動の推進

市教育委員会と都立特別支援学校とが連携・協力し、交流及び共同学習（副籍）の推進や小・中学校及び義務教育学校の教員における専門性の向上、地域への特別支援教育の理解啓発に取り組みます。また、市立小・中学校及び義務教育学校内においても、障害の有無にかかわらず、共に学び合う合同での活動を推進していきます。

具体的な取組

① 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした市立小・中学校及び義務教育学校の支援体制の充実

都立特別支援学校のセンター的機能を活かし市教育委員会との連携をすすめ、特別支援教育について専門性の高い教員の協力による市立小・中学校及び義務教育学校教員の指導力の向上や支援の充実に努めます。また、都立特別支援学校の主催行事や研修等を積極的にPR、活用することで、教員に加え地域や市民に対しても理解啓発を進めます。そして、「特別支援学校との連絡会」を定期的開催し、副籍事業や巡回相談、研修の周知、リソースリストの作成等に積極的に取り組むことで、連携体制の充実に努めます。

推進の主体	市教育委員会、都立特別支援学校、学校		
推進のポイント	特別支援学校との連絡会、特別支援学校センター校、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級教員の指導力向上、リソースリスト		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談の実施
 - ・特別支援学校教員の専門性を活かした市立小・中学校及び義務教育学校教員への研修の実施
 - ・リソースリストの作成とそれを活用した相談や支援についての周知・啓発

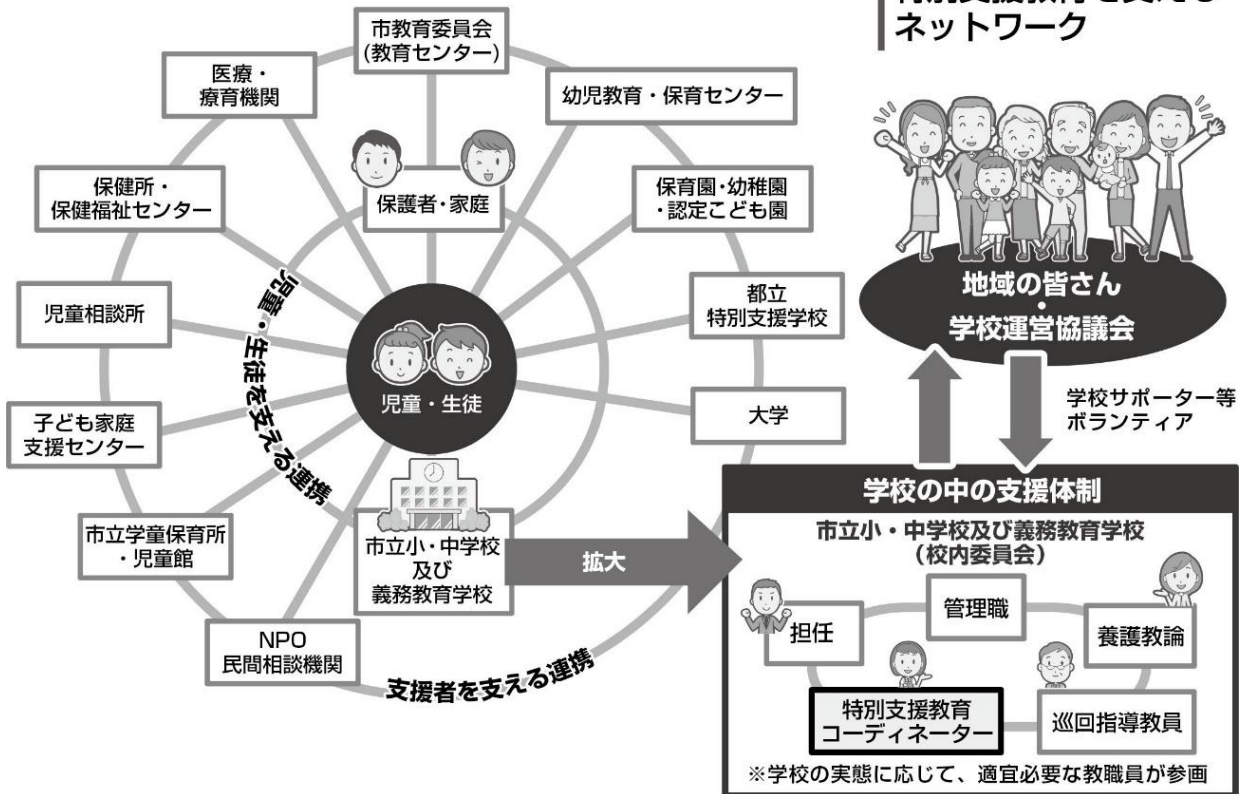
② 共生社会の実現を目指した交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習（副籍）を推進し、交流している特別支援学校在籍の児童・生徒だけでなく、受け入れられている市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒の障害理解や心の成長を促していきます。また市立小・中学校及び義務教育学校内においても、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒の合同での活動を促進し、互いを尊重し合える関係を構築することで、共生社会の実現を目指します。

推進の主体	市教育委員会、都立特別支援学校、学校		
推進のポイント	交流及び共同学習（副籍）実践報告会、児童・生徒の障害理解、教員の障害理解		
各年度の目標	R5（2023）実施	R6（2024）継続	R7（2025）継続

- 《主な取組例》
- ・市立小・中学校及び義務教育学校における特別支援学校在籍児童・生徒の副籍交流受入れの促進
 - ・「交流及び共同学習実践報告会」の開催
 - ・特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒の合同での活動の促進
 - ・学校の全教育活動を通して行われる人権教育や道徳教育などを通してすべての児童・生徒への障害理解教育の推進

特別支援教育を支えるネットワーク



●市立小・中・義務教育学校

特別な支援を必要とする児童・生徒について、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくりを行います。

①実態把握…校内委員会で児童・生徒の情報交換を行います。

②個別の教育支援計画・個別指導計画…実態把握に基づき、一人ひとりの状況に合わせた個別の教育支援計画（学校生活支援シート）・個別指導計画を立てます。また、定期的に評価して、その時点での実態に合わせた計画を見直します。

●保護者・家庭

乳幼児期の様子や家庭での様子、医療・療育機関での診断について、学校と情報を共有し、共通理解を図ります。

●市教育委員会・教育センター

市立小・中学校及び義務教育学校への巡回相談を行います。また、保護者や児童・生徒への直接的な支援として、就学相談や総合教育相談を行います。

●市幼児教育・保育センター

市教育委員会（教育センター）と連携し、就学後を見据えた保護者・家庭の支援を行います。

●保育園・幼稚園・認定こども園

保護者や医療機関とも協力して早い時期から適切な支援を行うことで、就学時健診や就学相談だけでなく就学後の療育機関や保護者との関係づくりなど、児童・生徒への効果的な支援につなげます。

●都立特別支援学校

特別支援学校の専門性を活かした相談や研修、特別支援学級への巡回相談を行います。また、市と協働して副籍や理解啓発事業を行います。

●大学

市と連携し、大学の持つ高い専門性を活かした教員の研修や地域での人材育成を行います。

●医療・療育機関

転入学時で医療的・専門的な判断が必要な場合の連携を図るほか、市と協力して教員の知識向上のための研修もを行います。

●児童福祉・保健の関係機関

児童相談所や子ども家庭支援センター・市立学童保育所・児童館・保健所・保健福祉センターは、福祉・保健的な支援や援助を必要とする児童・生徒に対し学校と連携した支援を行います。

●NPO法人・民間相談機関

市と協力して、民間の力を活用した幅広い支援を行います。

●地域の協力

学校サポーターやボランティアとして各校の支援活動を充実させます。また、特別な支援が必要な子どもたちやその保護者への理解を深め、地域全体で支えています。

第 4 章

用語解説・資料

第4章 用語解説・資料

1 用語解説

ここでは、第五次計画に出てくる主な専門用語を中心に解説してあります。また、参考となる資料についても掲載しました。

(用語・資料引用先：特別支援教育ハンドブック令和4年度（2022年度）版 教育指導課 発行)

《制度・仕組み》

■ あ ■

愛の手帳（療育手帳）

「愛の手帳」とは、東京都における、知的障害のある方に交付される手帳のことです。国の制度では「療育手帳」といいます。障害の程度によって1度から4度の区分で交付され、この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。再判定は本人が満3才、6才、12才、18才になったときです。（申請窓口は、児童相談所です。）

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。市立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年（2012年）7月 中央教育審議会初等中等教育分科会 より抜粋）

医療的ケア

痰の吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医療行為のこと。

■か■

学校サポーター

学校サポーターは、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒やその学級の支援をすることが目的の八王子市独自の有償ボランティアです。

学校サポーター育成講座

学校サポーターには、毎年必ず受けていただく研修のほかに、一人一人の経験を重ねてスキルアップを図るための育成プログラム(講座名「学校サポーター育成講座」とそれを受講したことを市で認定する認証制度(「認証学校サポーター」)があります。現在、初級・中級・上級プログラムが行われています。

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

個別指導計画が学校における短期的な支援を設定しているのに対し、個別の教育支援計画は、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するものです。生涯に渡る「個別の支援計画」のうち、学齢期において教育機関が中心になり作成します。

福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関が連携して作成することが大切とされています。

校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校は特別支援教育について校内委員会を設置します。

- 主に、管理職、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭、巡回指導教員で構成しますが、学校の実態に応じて、適宜必要な教職員が参画します。
- 既に設置されている他の委員会の中にその機能を置くこともできます。
- 児童・生徒の状態により、定期的開催、又は随時開催します。
- 各校にいるスクールカウンセラーの勤務日に合わせて開催し、関わってもらうことが効果的です。

交流及び共同学習(副籍)

副籍は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことで、

現在八王子市では、都立八王子特別支援学校など6校の都立特別支援学校との副籍を実施しています。

● 交流の種類と方法

- ・間接交流…学校便り等の交換・学校行事の案内の交換、作品や手紙の交換 等
- ・直接交流…学校行事への参加、教科等における交流及び共同学習

(※直接交流は、保護者が付き添うことが原則です。また、在籍校で授業を受けることが一番大切なことですので、交流の内容や回数は、児童・生徒の様子、両校の状況を考慮して進めます。)

※参考:「副籍ガイドブック」(平成26年(2014年)3月 東京都教育委員会)

個別指導計画

「個別指導計画」、または「個別の指導計画」といいます。幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的目標や指導内容、指導方法等を示したものです。様式は、都や市教育委員会で作成していますが、学校独自の様式でも可能です。

- 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒には、個別指導計画の作成が義務付けられています。
- 通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒や就学支援シートが提出された児童についても作成が求められています。
- 作成にあたっては保護者の希望なども聞き取りながら、実現可能な目当てを設定します。
- 児童・生徒の状態により、学期に1回程度、評価と内容の見直しが必要です。
- 東京都教育委員会では、学校向けに個別指導計画作成支援ソフトを公開しています。簡単な操作で、ヒントや支援案が自動表示され、個々の児童・生徒にあった計画を作成することができます。

個別の教育支援計画

⇒学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の項参照

合理的配慮

- (1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するもの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置づけています。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(文部科学省HP)

■さ■

小中一貫教育

義務教育9年間を見通して、学校、家庭、地域が協働し行う教育

指導補助員

指導補助員は、教員免許を持ち、知的障害特別支援学級で教員とともに児童・生徒の指導にあたる八王子市独自の会計年度任用職員(アシスタント職)です。

就学支援シート

就学支援シートは、幼稚園や保育園で一人ひとりのお子さんに配慮していることについて、保護者と一緒に作成しあらかじめ小学校に伝えることで、スムーズな就学が迎えられることを目的としています。

八王子市では、保育園や幼稚園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせることを願い「八王子市保・幼・小子育て連絡協議会」(子ども家庭部)が作成しました。支援シートは、園での生活や様子などを担任と保護者が書き、保護者が小学校へ直接提出するものです。なお、このシートは「障害」の有無を問うものではありません。

就学時健康診断

学校保健安全法の規定により、市教育委員会では、小学校入学前のお子さんに対しての健康診断を行っています。この機会に、入学後の心配ごとなどを、校長等とお話しすることができます。(その際、就学支援シートをお持ちいただくことができます。)

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、各障害の程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

実態把握

一人一人の適切な支援をしていくためには、児童・生徒の出している様々なサインに対する担任の気づきが大切です。サインに気付いたら、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難さ等を正確に把握します。(サインを見逃してしまったために、適切な対応が遅れてしまうことや問題行動につながることもあります。)児童・生徒のつまずきや困難さに気付いたら、担任が一人考えるのではなく、同じ学年の教員やコーディネーター、特別支援学級の担任、養護教諭等に協力してもらい、複数の目で検討すると効果的です。状況の把握、その原因の理解、指導方針等は学級担任や教科担任だけの対応では正しいかどうか、不安も出てきます。特に原因の理解については正しくとらえないと、その後の指導も間違った方向で進めてしまう可能性もあります。校内委員会は、担任のそうした不安を取り除く場であることが望まれます。そのためには、担任が率直に悩みを話せる雰囲気のある学校であることが何よりも大切です。実態把握は、担任の気づきを促すことを目的としましょう。障害種別を判断するのではなく、学習面や行動面において特別な支援が必要かどうかを判断するための観点であることに留意します。(障害種別の判断は、医療機関と連携し、医師や専門家が行います)様子を理解することで、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成という次のステップへ進むことができます。

児童発達支援管理責任者

放課後等デイサービスや児童発達支援事業で、利用者の個別支援計画を作成し、それに基づいた支援が行われるよう管理する役割を持つ者

巡回相談(市・都立特別支援学校・都)

市教育委員会の実施する巡回相談は、市立小・中学校及び義務教育学校からの依頼を受け、通常の学級の中で特別な支援が必要と思われる児童・生徒の指導方法等について、心理士、言語聴覚士、作業療法士が巡回相談を行います。

「巡回相談」と呼ばれるものの中には、このほか、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによるもの、東京都教育委員会の臨床発達心理士等によるものもあります。

スクールカウンセラー

市立小・中学校及び義務教育学校には心理士の資格をもつスクールカウンセラーが週1日程度、東京都より配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談を受けます。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害のある方が支援を受けるために、一定の障害があることを証明するものです。

■ た ■

特別支援教育コーディネーター

各学校において、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や学校内、関係機関等との連絡調整役を担当する教職員です。学校での特別支援教育の推進と地域や関係機関との連携による体制づくりのためには大変重要な役割を果たします。

- 学校内関係者や関係機関との連絡・調整(校内委員会、関係者会議、支援会議)
- 保護者に対する学校の窓口的役割
- 障害のある児童・生徒への支援

特別支援ボランティア

支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級において、担任の補助を行うことを目的に、学校長が地域の方などに依頼するボランティアです。

■ な ■

認証学校サポーター

一定の経験を積んだ学校サポーターが、専門性を高めるため学校サポーター育成講座を受講し市の認定を受けると、認証学校サポーターとなることができます。育成講座は、現在、初級・中級・上級プログラムが行われています。

■ は ■

はちおうじっ子マイファイル

障害の有無にかかわらず、八王子市に生まれたお子さんにお配りし、乳幼児期から就学、就労、社会参加までの間でお子さんに関わる医療や福祉、教育などの情報をひとつにまとめて切れ目ない支援に役立てようという、八王子市の施策です。保健福祉センターの赤ちゃん訪問でお配りするほか、教育センターなどでも必要な方に差し上げています。

副籍

⇒交流及び共同学習(副籍)の項参照

放課後等デイサービス

学校教育法に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流のサポートなどを行う事業。

■ら■

療育手帳

⇒愛の手帳(療育手帳)の項参照

《障害について》

■か■

学習障害（LD）

基本的には知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな状態のことをいいます。LDのうち、読み書きが困難な場合(状態)をディスレクシアといいます。

言語障害

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。「いたい」が「いあい」、「さかな」が「たかな」というような構音障害や言葉の最初につまずく吃音(きつおん)などがあげられます。また、言語発達遅滞や口蓋裂、脳性まひや聴覚障害による言葉の異常についても指導の対象となります。

■さ■

視覚障害

視覚障害は、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。一般に、両眼での矯正視力が0.3程度に低下すると、教育上特別な支援・配慮が必要になります。

肢体不自由

医学的には、障害の発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。障害の程度によって、身体障害者手帳が交付される場合があります。

自閉スペクトラム症（ASD）

自閉スペクトラム症は、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学校年代まで問題が顕在化しないこともあります。自閉症には知的障害を伴うものと伴わないもの（高機能自閉症、アスペルガー症候群）があります。米精神医学会が定めた精神医学の世界的な診断基準「DSM」が改訂され、自閉症やアスペルガー症候群などは包括的に「自閉スペクトラム症(ASD)」と定義されました。

■ た ■

知的障害

知的障害とは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態をいいます。精神遅滞、精神発達遅滞などと表現される場合もあります。障害の程度によって、愛の手帳が交付される場合があります。

注意欠如多動症（ADHD）

注意欠如多動症は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を言います。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠如多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。一定程度の不注意、衝動性または多動性は、発達段階の途上においてはどの児童・生徒にも現れ得るものです。しかしこの障害は不注意、衝動性または多動性の状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

聴覚障害

聴覚障害は、聴覚機能の永続的低下の総称です。聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といった場合には聴力障害のことを指します。また、どの部位に障害があるかによって伝音性及び感音性の聴覚障害に分けられます。

■ は ■

病弱（身体虚弱）

「病弱」という言葉は医学用語ではありません。身体又は心の病気のために継続して医療や生活管理を必要とする状態を言います。病弱教育の対象は、気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、肥満症、アトピー性皮膚炎、心身症などです。

《学校・学級の種別》

特別支援学校や特別支援学級については、「学校教育法施行令第22条の3」、「障害のある児童生徒の就学について(文部科学省初等中等教育局長291号通知)」及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(文部科学省初等中等教育局長1178号通知)」に規定されています。

都立特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています（学校教育法第72条）。

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障害を有する幼児・児童・生徒で構成される一般学級と、複数の障害を有する生徒で構成される重複障害学級があります。また、自宅からの登校が困難でなおかつ重度の障害であったり、病院に長期で入院している場合、教員が生徒の自宅や病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」を置いている学校もあります。

特別支援学校のセンター的機能

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワークを「エリア・ネットワーク」と言います。その拠点となる特別支援学校がセンター校です。八王子市は都立八王子特別支援学校及び都立八王子西特別支援学校がセンター的機能を有する学校です。（東京都特別支援教育推進計画冊子参考）

知的障害特別支援学級

知的障害特別支援学級は、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があつて日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、知的障害がなく発達障害等がある児童・生徒が在籍学級における授業の一部を抜けて、校内に設置された専用の教室で指導を受けるものです。

平成28年度（2016年度）から段階的に子どもが通う通級の形式から教員による巡回指導に変わりました。八王子市の小学校では平成30年度（2018年度）、中学校では令和2年度（2020年度）に設置を完了しました。

【拠点校と巡回校】

拠点校：今まで情緒障害等通級指導学級があつた学校です。巡回指導教員の勤務する拠点として、それぞれの巡回校を受け持ちます。

巡回校：新たに校内に「特別支援教室」を設置し、巡回指導教員が来てそこで指導が受けられます。

特別支援教室に配属され、巡回指導教員や巡回してくる都の臨床発達心理士等との連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導の記録の作成などの業務を行う職員を特別支援教室専門員といいます。

難聴・言語障害通級指導学級

本市の難聴・言語障害通級指導学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。

例えば補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音(つかえる話し方)や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

《相談機関(公的な相談機関)》

総合教育相談室(教育センター内)

総合教育相談室は、児童・生徒、青少年等の様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

就学相談(教育センター内)

特別支援学校や特別支援学級への就学や転学、特別支援教室での指導を始めるための保護者の相談窓口です。市立小・中学校及び義務教育学校在籍児童・生徒の場合は、在籍校との相談の上で、学校から教育委員会への申込みとなります。

八王子市幼児教育・保育センター

乳幼児期の教育・保育の質の更なる向上を実現させることを目的として、令和3年(2021年)に設置されました。幼児教育・保育アドバイザーや巡回発達支援相談員が配置され、研修機能、幼児教育・保育施設の支援機能、情報収集・発信機能及び関係機関をつなぐ連携機能があります。

八王子市子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、0歳から18歳未満のお子さんと家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。市内には5つの地域子ども家庭支援センターを含めた6ヶ所に設置されています。

八王子市保健所の療育相談

身体の機能に障害のある児童または、疾病により長期にわたり療育を必要とする児童に対して、早期に適切な療育上の相談及び指導をして、その障害や疾病の治癒、軽減を図るとともに、障害または疾病の状況を把握し、支援します。

八王子市保健福祉センターの心理発達相談

お子さんの精神発達・社会性・しつけ(食事・排泄・睡眠・生活習慣)について相談できます。

東京都八王子児童相談所

児童相談所では、児童に関する様々な相談に対応しています。(一部抜粋)

- ・養護相談(虐待相談、養育困難)・保健相談(健康管理)・育成相談
- ・身体障害相談・知的障害相談・発達障害相談非行相談

また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

八王子市小児・障害メディカルセンター

小児外来診療所と障害者通所施設等を一体的に整備した施設として開設しています。本館部分は「島田療育センターはちおうじ」として運営されています。

2 東京都や本市の関連計画など

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画 R4（2022）～R6（2024）

「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を基本理念として、令和4年（2022年）3月に、これまでの「東京都特別支援教育推進計画（第一期）・第一～三次実施計画」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を受け策定。

第二次実施計画では、＜方向性 1＞ 特別支援学校における特別支援教育の充実、＜方向性 2＞ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、＜方向性 3＞ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、＜方向性 4＞ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実、の4つの方向性が示されている。

東京都教育委員会 関連ホームページ

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html

ビジョンはちおうじの教育（教育総務課） R2（2020）～R6（2024）

市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」に掲げる都市像の「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を実現するため、策定から5年経過した「ゆめおり教育プラン（八王子市教育振興基本計画）」を見直し、「ビジョンはちおうじの教育（第3次八王子市教育振興基本計画）」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/002/kyouikusinnkou/p023807.html>

八王子市子ども・若者育成計画「ビジョンすくすく☆てくてくはちおうじ」（子どものしあわせ課）

R2（2020）～R6（2024）

市では、平成17年（2005年）に「こども育成計画」を策定し、「すべての子どもたちが健やかに育つ地域づくりとともに、子育てしやすいまちナンバーワン」を目指して、安心して子育てができるよう、地域と協働しながら様々な施策の充実を図ってきました。行政と市民・事業者・関係団体が一体となって、子ども・若者にとって魅力あふれる「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」の実現を目指し、第3次子ども育成計画における子ども施策を引き継ぎ発展させ、妊娠期から若者期までの切れ目ない支援施策を推進するため、これまでの子ども施策に加え、若者施策をあわせ、「子ども・若者育成支援計画」として策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/011/001/p026425.html>

八王子市障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画（障害者福祉課）

R3（2021）～R6（2023）

障害のある方とその家族に、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き活きと暮らしていただくため、このほど障害者基本法第11条に基づいて障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づいて生活支援に関する具体的な目標値を定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく障害児通所支援等に関する具体的な目標値を定める「市町村障害児福祉計画」として、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2023年度）までを計画期間とする「八王子市障害者計画」、「第6期八王子市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/001/p029051.html>

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（障害者福祉課）（平成 24 年～）

平成 24 年（2012 年）4 月、市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組みを推進するため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。条例の目的は次のとおりです。

- ・ 市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。
- ・ 障害者への差別をなくすための取組みについて基本理念を定め、その取組みに係る施策を総合的に推進する。
- ・ 障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html>

八王子市における S D G s の取組み

S D G s（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s））は、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられているものです。

この S D G s は、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和 12 年（2030 年）までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々が S D G s を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成 28 年（2016 年）に内閣に「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」には、地方自治体の各種計画等に S D G s の要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン 2 0 4 0」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき定めた 6 つの都市像の実現に向けた取組が、S D G s の理念と方向性が一致しているため、基本計画を推進することで、引き続き S D G s の達成へ貢献していきます。

本計画では、特別支援教育の推進と共生社会の実現を目指しており、S D G s の 17 のゴールのうち特に関連が深い「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



第五次特別支援教育推進計画（素案）に対するご意見をお寄せください。

ご用意いたしました「パブリックコメント意見書」または任意の様式で、ご意見と住所、氏名を明記の上、下記の方法によりご提出ください。

なお、ご意見をお寄せいただけるのは、市内に在住、在勤または在学する個人並びに市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体です。

お寄せいただいたご意見は、「八王子市第五次特別支援教育推進計画」を策定するうえでの参考とさせていただきます。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。（住所・氏名は公表いたしません。）

《ご意見の提出の仕方》

【ご持参の場合】

- ・八王子市教育センター（教育指導課）1階窓口（受付時間：平日 8：30～17：15）
- ・八王子市役所 7階 教育指導課（受付時間：平日 8：30～17：15）

【ご郵送の場合】

<宛先>

〒193-0832 八王子市散田町 2-37-1 八王子市教育センター内
教育指導課 支援・相談担当 宛

FAX の場合… 042-662-2988

メールの場合…b302700@city.hachioji.tokyo.jp

※電話での受付はいたしませんのでご了承ください。

このパブリックコメントへのお問い合わせは

〒193-0832 八王子市散田町 2-37-1

八王子市教育センター

(八王子市教育委員会 学校教育部教育指導課 支援・相談担当)

TEL 042-664-1135 (直通) Fax 042-662-2988